

各種証明書の内容と請求できる人

発行書類	内容	請求できる人	金額
1. 所得証明書	個人の所得や収入を証明するもの (現年度分を含め過去5年分発行可能)	・本人または同一世帯の家族 ・本人が委任した人	1通300円
2. 住民税決定証明書(課税・非課税証明書)	個人の所得や住民税額、扶養状況等を証明するもの (現年度分を含め過去5年分発行可能)	・本人または同一世帯の家族 ・本人が委任した人	1通300円
3. 軽自動車税納税証明書(継続検査用)	車検時に使用するもの	・誰でも可	無料
4. 納税証明書(個人)	該当年度の課税額や納付済額、未納額等を証明するもの (現年度分を含め過去5年分発行可能)	・本人または同一世帯の家族 ・本人が委任した人	1通300円
4. 納税証明書(法人)	該当年度の課税額や納付済額、未納額等を証明するもの (現年度分を含め過去6年分発行可能)	・当該法人の代表者 ・当該法人の代表者が委任した人 (法人の印鑑登録印の押印が必要)	1通300円
5. 営業証明書	法人の営業所在地と名称を証明するもの	・誰でも可	1通300円
6. 住宅用家屋証明書	個人が新築または購入した住宅が居住用の自宅であることの証明で、登録免許税の軽減に使用するもの	・誰でも可	1件300円
7. 評価通知書	土地及び家屋について法務局に通知するもの 登録免許税の算定基準の書類となる	・所有者本人または同一世帯の家族 ・所有者が委任した人 ・司法書士(委任状不要)	無料
8. 評価証明書	課税(補充)台帳に登録されている固定資産評価額について証明するもの (現年度分を含め過去5年分発行可能)	・所有者本人または同一世帯の家族 ・所有者が委任した人 ・借地借家人、賃貸契約者(契約物件のみ) ・不動産売買受人(落札物件のみ)	1通300円
9. 公課証明書	土地一筆、家屋一棟の固定資産税の税額相当額を証明するもの (現年度分を含め過去5年分発行可能)	・所有者本人または同一世帯の家族 ・所有者が委任した人	1通300円
10. 所有証明書	融資の保証人になるときに使われ、所有物件を証明するもの(評価額の証明はなし)	・所有者本人または同一世帯の家族 ・所有者が委任した人 ・土地調査士 (委任状不要)	1通300円
11. 固定資産税名寄台帳兼課税台帳(写)	固定資産税を課税するために町が作成した課税台帳を所有者ごとにまとめたもの (現年度分を含め過去10年分発行可能)	・所有者本人または同一世帯の家族 ・所有者が委任した人 ・借地借家人、賃貸契約者(契約物件のみ)	1部につき10円 (4月1日から5月31日までの閲覧期間中は無料)
12. 課税台帳登録事項証明書	所有者や評価額等が記載された固定資産税の課税台帳の記載事項を証明するもの (現年度分を含め過去5年分発行可能)	・所有者本人または同一世帯の家族 ・所有者が委任した人 ・借地借家人、賃貸契約者(契約物件のみ)	1通300円

※「同一世帯の家族」は吉田町内の方に限る(町外の方は同一世帯であっても委任状を要す)